

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第11号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下この条及び次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立学校（市立の小学校及び中学校をいう。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（次条において「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第2条 学校医等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）が公務上のものであるときは、上尾市教育委員会（第4条において「教育委員会」という。）は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって補償を受ける権利を有する旨を通知しなければならない。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第3条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

（報告、出頭等）

第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提

出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。